

皆さんと共に「まちづくり」を進めます

提案型協働事業補助金をご活用ください！

令和7年度 岐南町提案型協働事業補助金募集要項

【提案型協働事業補助金とは】

協働のまちづくりを推進し、地域の多様な課題を解決するため、新たな発想及び手法を提案し、町と協働して主体的に事業を行うものに対して、その提案を実現するための支援を行います。

1 応募要件 P 2～P 4

2 申請から報告までの流れ P 5

3 申請、事業報告 P 6～P 7

●申請期間

令和7年2月3日（月）～令和7年3月31日（月）

【問合せ・申請先】

岐南町 総合政策課

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

☎058-247-1335 📠058-247-9904 ✉seisaku@town.ginan.lg.jp

8：30～17：15（土曜日、日曜日 及び祝日を除く）



1 応募要件

(1) 対象団体

次の要件を全て満たしている団体が対象です。

- ① 町内に活動拠点を有し、自主的にまちづくりに貢献する活動を行うものであること。
- ② 町民を含む5人以上で構成された団体であること。
- ③ 組織の運営に関する定款又は会則等があること。
- ④ 事業の責任者が特定され、事業の成果報告ができること。

※本補助金を活用できる期間は、通算3年です。

(2) 事業種別

- ① 町提案型事業（※指定のテーマはありません。）

町長が定める分野に基づき、団体が具体的な提案を行い実施する事業

- ② 団体提案型事業

団体の自由な発想により提案を行い実施する事業

(3) 対象事業

次の要件を全て満たしている事業が対象です。

- ① 町内において行われる公益的な事業であり、地域の課題の解決につながる事業であること。
- ② 具体的な効果及び成果が期待でき、町民サービスの向上が図られる事業であること。
- ③ 町と団体との役割分担が明確かつ妥当であり、町と協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- ④ 団体の先駆性、専門性、柔軟性等の特性を生かした新たな発想による事業であること。
- ⑤ 予算等の見積が適正であり、提案した団体が実施する事業であること。
- ⑥ 交付決定を受けた当該年度の4月1日から翌3月31日までの間に終了できる事業であること。



次の要件のいずれかに該当する事業は補助対象外です。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- ③ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- ④ 実施を伴わない提案を内容とするもの
- ⑤ 国、地方公共団体及びその他外郭団体から当該事業に対し助成等を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ その他町長が不適当と認めるもの

※町が実施する事業と類似する場合などは、補助対象外となることがあります。

(4) 補助内容

① 補助金額

1 団体当たり次のいずれか低い額

- ・ 補助対象経費の総額から事業収入を除いた額
- ・ 15 万円

※新年度予算で認められた範囲内に限られますので、希望に添えない場合もあります。

② 補助金の交付

補助金は指定の口座に振り込みます。

※あらかじめ申請団体名義の口座をご準備ください。



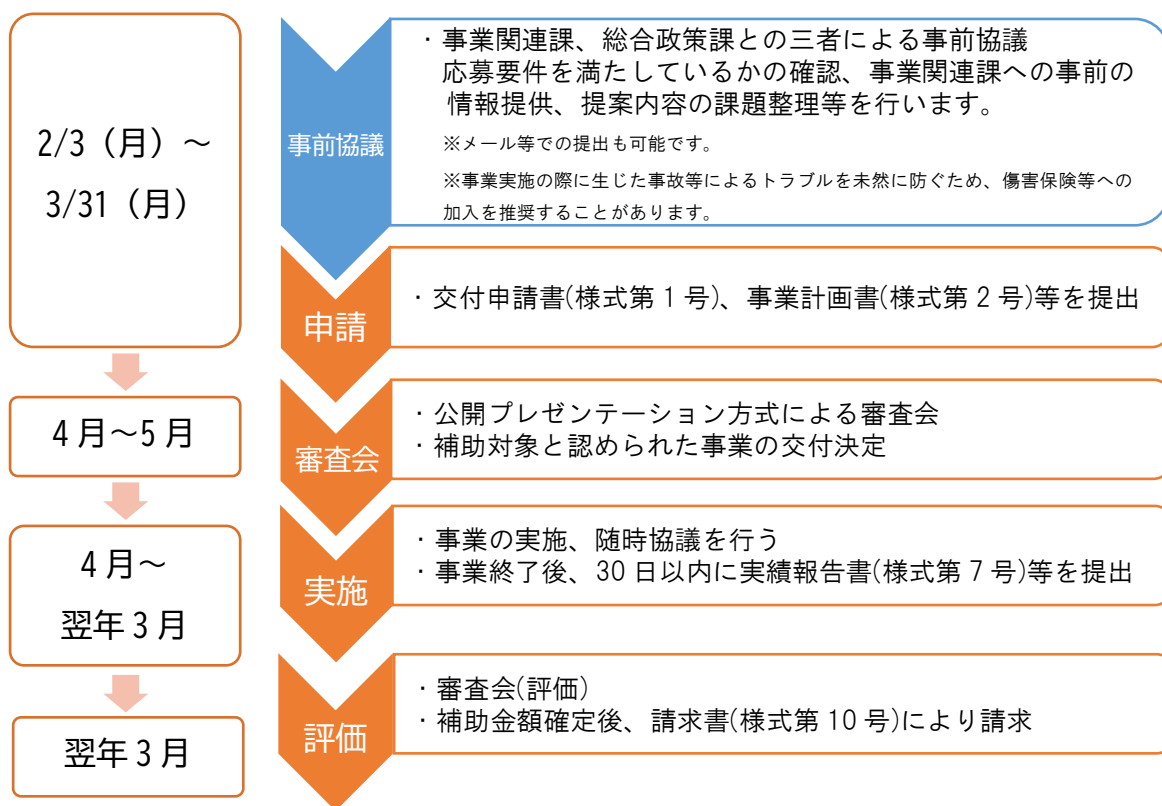
(5) 補助対象経費

補助対象経費	経費項目	補助対象外経費
・ 外部の者（講師等）への事業協力に対する謝礼 （１人上限２万円）	謝礼	・ 補助事業者及び共催団体に属する者へのお礼(品物も含む)
・ 事業の実施に伴い移動した際の交通費 （自家用自動車を使用して移動した際の交通費の単価は、岐南町職員等の旅費に関する条例の「車賃」に準じ３７円／kmの範囲とする。） ※実績報告時に走行距離のわかるものを提出すること。	旅費	
・ 事業の実施に必要な用紙代、事務用品の購入費等	消耗品費	
・ 発電機で使用するガソリン、カセットボンベ等	燃料費	
・ 事業実施に伴う飲料代（１人１５０円以内） ・ 事業の実施に必要な食事代（１人５００円以内）	食糧費	
・ 事業の実施に伴い作成されたポスターや資料などの印刷代、コピー代	印刷製本費	
・ 事業の実施に必要な郵送料、運搬費	通信運搬費	・ 電話代
・ 施設使用料（会議室、集会室など） ・ バス等の借上料	使用料及び賃借料	
・ 事業の実施に必要な原材料費	原材料費	
・ イベント保険やボランティア保険等の掛金	保険料	
・ 取材に必要となる入場料や飲食費等	取材費	

※団体の維持にかかる経常的な経費（会員に対する報償費、謝礼、旅費等）や団体の備品、事務所を維持する経費は、補助対象外とする。



2 申請から報告までの流れ



3 申請・事業報告

(1) 申請

① 申請書類

- ・ 交付申請書(様式第1号)※
- ・ 事業計画書(様式第2号)※
- ・ 構成員名簿
- ・ 定款又は会則等
- ・ 購入しようとするものの価格がわかる書類(カタログの写し等)
- ・ 事業の実施内容がわかる写真、資料等

※町ホームページ又は窓口にて配布します。

② 申請期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月31日(月)

③ 提出方法

窓口・郵送・メール

④ 注意事項

申請書類は返却いたしません。必要に応じて写しをお取りください。

その他追加書類等の提出を求めることがあります。

(2) 審査

① 審査方法

書類審査と申請者による公開プレゼンテーション方式による審査を行います。

② 審査基準

多くの町民にかかわり、地域の課題解決につながる具体的な事業であるか、効果の検証が可能な事業であるか、といった観点から審査を行います。



(3) 実績報告

① 事業終了後、30 日以内に次の書類により実績報告をしてください。

- ・実績報告書（様式第 7 号）
- ・事業報告書（様式第 8 号）
- ・事業の経費に係る領収書の写し

※クレジットカード、電子決済等による支払の場合は、領収の記録がわかるものを添付してください。）。

※領収書の宛名が「団体名」でないものは補助対象経費となりません。

※領収の記録が確認できないものは、補助対象経費とすることができません。

- ・事業の実施内容がわかる写真、資料等
- ・金銭出納簿の写し

② 事業効果を検証するため、必要に応じてアンケートを実施してください。

③ 実施された事業に係る書類は、事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存してください。

(4) 留意事項

① 事業の実施に当たっては、原則として団体の責任において事業を遂行していただきます。

② 協働事業を実施する団体と町は、事業を円滑に遂行するため、事業実施中は積極的にコミュニケーションを図ることが求められます。また、町は団体に対し、事業の実施状況について報告を求めることがあります。

③ チラシ等を作成する場合には「岐南町提案型協働事業補助金補助事業」と明記してください。

④ 事業の内容又は経費の配分を変更するとき（軽易なものを除く）、及び事業を中止又は変更するときは、あらかじめ町の承認が必要となります。

⑤ 実績報告された事業については、ホームページや広報紙等で紹介されることがあります。

⑥ 次の事項に該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を返還していただきます。

- ・岐南町提案型協働事業補助金交付要綱、本募集要項及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- ・事業を実施しなかったとき。
- ・申請の内容と事実が著しく異なったとき。

